

飲酒運転の根絶！

～ 飲酒運転は犯罪です ～

飲酒運転で失う6つの宝

- ① 命 (死亡事故に直結)
- ② 家族 (家族離散)
- ③ 仕事 (会社を解雇)
- ④ 信用 (マスコミ報道)
- ⑤ 免許 (運転免許の取消し)
- ⑥ お金 (罰金・遺族補償)



広報

将監



泉警察署
375-7171
将監交番
372-6149



ハンドルキーパー運動推進中！

自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て「飲まない人（ハンドルキーパー）」を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒事故を防止する運動です。

将監交番管内の 事件事故発生件数 (9/10～10/10)

- ◎事故
 - ・ 人身事故 8件
 - ・ 物損事故 23件
- ◎事件
 - ・ 窃盗 5件
 - ・ その他 2件

玄関先や駐車場にタイヤを置いてはいませんか？

これからの時期は、どの地域でもタイヤの盗難被害が増加する傾向にあります。

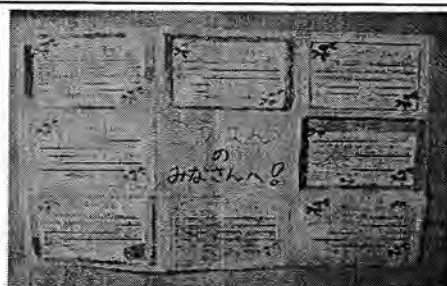
タイヤを人目に映る場所に保管する際は、タイヤにチェーンを巻くなどの盗難防止対策をしましょう。



このからの季節は日没時間が早まりますので、夕暮れ時は早めにライトを点灯し交通事故防止に努めましょう。

令和元年9月25日、将監交番管内において、交通安全キャンペーンが実施されました。泉警察署管内では、今年に入り、4件の交通死亡事故が発生しています。

交通安全運動の実施



将監交番に町たんけんて訪れた将監西小学校2年生の皆さんから、お礼の手紙を頂きました。素敵なメッセージをありがとうございます。うございませう。

感謝のこころ



犯罪被害者週間

【期間】令和元年11月25日(月)から12月1日(日)までの7日間

たすけあい すこしのゆうき ひろがるきずな

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である、12月1日以前の1週間(11月25日から12月1日まで)が「犯罪被害者週間」として定められました。

被害にあわれた方々が置かれている状況は、一人ひとり違うため、当事者でなければ理解できないこともたくさんあります。

被害にあわれた方々が再び平穏な生活を取り戻すためには、地域の皆様のご理解とご協力がとても重要です。

この機会に、「犯罪被害者支援」の重要性について考えてみませんか？



犯罪被害者週間・県民のつどい公開講演会のお知らせ

- 日時
令和元年11月8日(金)13時～16時30分
- 場所
仙台市青葉区本町 江陽グランドホテル
- 内容
さとう宗幸氏によるミニコンサートや犯罪の被害にあわれた方のご家族による講演など
- 申し込み方法
ハガキ又はファクシミリにより、住所、氏名、電話番号、人数を明記の上、10月25日(金)までに下記センターへお申し込み下さい。
- 申込・問合せ先
(公社)みやぎ被害者支援センター
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17
電話/FAX 022-301-7840

入場無料だよ!

